

各都道府県建設業協会会長 殿

一般社団法人全国建設業協会

会 長 近 藤 晴 貞

〔 公 印 省 略 〕

下請契約及び下請代金支払の適正化並びに施工管理の徹底等について

建設業を取り巻く経営環境は、依然として厳しい状況にあり、資金需要の増大が予想される夏期を迎え、とりわけ経営基盤の脆弱な中小企業が多数を占める下請建設企業に対する適正な代金支払等の確保について、その経営の安定・健全性を確保するため特段の配慮が必要とされます。

加えて、「公共工事の品質確保の促進に関する法律」においても、適正な額の請負代金での下請契約の締結等が受注者の責務として規定されております。

国土交通省では、「建設業法令遵守推進本部」の設置による指導監督体制の強化、建設業法令遵守のための情報収集を目的とした「駆け込みホットライン」の開設、建設企業が守るべき下請取引上のルールを示した「建設業法令遵守ガイドラインー元請負人と下請負人の関係に係る留意点ー」の策定等、元請下請関係の適正化の推進に努めているところです。

しかしながら、依然として元請下請間においては、不適切な下請取引や下請負人へのしわ寄せが存在すると指摘されており、また、建設工事現場における品質管理や施工監理を徹底することの重要性がますます高まっており、加えて、第198回通常国会においては、著しく短い工期による請負契約の締結の禁止等を内容とする「建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部改正する法律」（令和元年法律第30号）が本年6月12日に公布され、適正な額の請負代金及び工期による下請契約の締結等を規定する「公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法律」（令和元年法律第35号）が本年6月14日に公布された。

以上を踏まえ、このたび、国土交通省から本会に対し、関係法令やガイドライン等を遵守するほか、改正法の趣旨を十分に留意し、下請契約における適正な工期の確保、請負代金の設定及び適正な代金の支払等、元請下請取引の適正化並びに施工管理のより一層の徹底に努めるよう依頼がありました（別添1）ので、貴会会員企業の皆様に対する周知方よろしくお願い申し上げます。

また、下請代金の決定に当たり、公共工事設計労務単価を参考資料として取り扱う場合の留意事項について（別添2）も、併せて周知下さいますようお願い申し上げます。

以 上